

お客さま 各位

飯能信用金庫

一定金額未満の預金口座解約時の「印鑑レス」の実施 およびそれに伴う預金規定の一部改正のお知らせ

このたび、当金庫では、お客さまの利便性向上のため、残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑レス」取引を可能としますのでお知らせいたします。

また、これに伴い、預金規定を下記のとおり令和4年1月4日（火）より改正となりますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 「印鑑レス」取引

項目	内容
取扱開始日	令和4年1月4日（火）
対象となるお客さま	個人および個人事業主のお客さま
対象の口座	残高1万円未満の普通預金および納税準備預金 ※総合口座の場合は定期預金の利用がないこと お取引の内容により一部対象とならない場合があります
ご持参・ご提示いただくもの	通帳・キャッシュカード（発行されている場合） 顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）

2. 預金規定の改正

（1）改正対象となる規定

「普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定」

（2）改正内容

改正前	改正後
12.（解約等） （1）この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 なお、普通預金（決済用普通預金を含む）において当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。 （追加）	12.（解約等） （1）この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 なお、普通預金（決済用普通預金を含む）において当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。 また、個人である預金者本人による手続きに限り、当金庫が認めた場合は、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもって解約することができます。

※改正後の預金規定は当金庫ホームページ「各種規定・約款」をご覧ください。

以上